第二十七条	私立学校	国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）
第二十七条、第四十八条、第四十九条第二項及び第三項、第六十条並びに第六十三条	校長	都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）
	大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事	
第二十八条第一項	学則	園則
第二十八条第二項前段	表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）	表簿
第四十九条第三項	教育	教育、保育又は子育ての支援
第六十条	授業	教育の
第六十三条	授業	教育又は保育
	公立小学校	地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園
	教育委員会	長

（学校保健安全法施行規則の準用）

第二十七条　学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、第十条から第二十四条まで、第二十八条並びに第二十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	毎学年、六月三十日までに行うもの	入園時及び毎年度二回行う（そのうち一回は六月三十日までに行うものとする。）ことを原則

第七条第一項	法第十三条第一項	満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項
	ものとする。	ものとする。また、満三歳未満の園児についても、これに準ずるものとする。
第七条第六項	全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生	園児
第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条、第二十一条第一項並びに第二十八条第一項	児童生徒等	園児
第八条第三項	校長は	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下「園長」という。）は
第九条第一項	幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生	園児及びその保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第十一項に規定する保護者をいう。）
第二十条	学年別	年齢別
第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第一号及び第二項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項	校長	園長

（法第二十九条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第二十八条　法第二十九条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員又は同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の変更のうち都道府県知事が定める数を超えない範囲内で行われるもの（幼保連携型認定こども園の利用定員、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。）

二　法第二十八条に規定する教育保育概要として同条の規定により周知された事項の変更のうち都道府県知事が定めるもの